

## 岩国市公告第 25 号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について  
次のとおり技術提案書の提出を公募する。

令和 6 年 4 月 1 日

岩国市長 福田 良彦

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 第 2 次岩国市観光ビジョン策定業務
- (2) 業務内容 第 2 次岩国市観光ビジョン策定業務仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和 7 年 3 月 31 日まで

### 2 参加資格

この手続に参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 公告の日から技術提案書等の提出期限の日までの間に岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成 25 年 3 月 27 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 法人及びその役員が、岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 平成 26 年度以降において、次に掲げる同種業務又は類似業務を元請として完了した実績を有すること（ただし、再委託による業務の実績は含まないものとする。）。

#### ア 同種業務

国又は地方公共団体における観光振興計画の策定業務

#### イ 類似業務

国又は地方公共団体等における観光振興、インバウンド、シティプロモーション等に関する各種調査、企画・運営業務

### 3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 同種業務又は類似業務の実績
- (2) 配置予定の技術者の同種業務又は類似業務の実績及び手持ち業務量
- (3) 業務の実施体制
- (4) 参加表明者の所在地等

### 4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務の実施方針等  
業務の理解度、実施手順、工程管理等の的確性、妥当性及び実現性
- (2) 評価テーマに対する技術提案

技術提案内容の的確性、具体性及び実現性

(3) 技術提案書全般

資料作成能力等

(4) 参考見積

参考見積の妥当性

5 手続等

(1) 担当部署

岩国市産業振興部観光振興課観光推進班

郵便番号 740-8585

住 所 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

電話番号 0827-29-5116

ファックス 0827-22-2866

電子メール kankou@city.iwakuni.lg.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書等は、令和6年4月1日（月）から同月11日（木）までに、岩国市ホームページから入手するものとする。ただし、ホームページからの入手が困難な者については、次により交付する。

ア 交付期間

令和6年4月1日（月）から同月11日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に定める市の休日を除く。）

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

直接交付する。

(3) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和6年4月11日（木）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

12部郵送し、又は持参すること（郵送による提出の場合は、書留郵便により提出期限までに必着とする。）。

(4) 技術提案書等の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和6年5月23日（木）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

12部郵送し、又は持参すること（郵送による提出の場合は、書留郵便により提出

期限までに必着とする。)

## 6 その他

- (1) 参加表明書の提出者が1者の場合、本件プロポーザルは、実施しないものとする。
- (2) 業務内容等についての詳細は説明書によるものとし、説明会は行わないものとする。
- (3) 技術提案書等に関するヒアリングを実施するものとする。
- (4) 契約保証金は、岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第127条第7号により免除する。
- (5) この業務に係る契約書は、本市の指定する様式とする。